

平成 21 年 5 月 19 日

報 道 機 関 各 位

国立大学法人広島大学

### 研究費の不適切使用に係る調査報告について

本学では、税務当局によって実施された税務調査において、物品の納品事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引業者に作成させ、その書類に基づいて大学側から支払われた代金を当該取引業者が預かり管理しているとの指摘があった。

これを受けて、平成 20 年 9 月に外部委員として弁護士を加えた「研究費調査委員会」を設置し、本学で全学的な調査を行った結果、11 名の教員が、いわゆる「預け金」に関わった実態が判明した。

#### 1. 研究費調査委員会

研究費調査委員会は、理事（財務・総務担当）を委員長とする 6 名で構成し、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 5 月 13 日まで調査を実施した。

#### 2. 調査結果

##### ①預け金の総額等

研究費調査委員会の調査の結果、下記のとおり取引業者に預け金とした事実があった。

- ・件数等：9 件（11 名）
- ・該当部局：5 部局（総合科学研究科，医歯薬学総合研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，原爆放射線医科学研究所）
- ・該当年度：平成 15 年度～平成 19 年度
- ・総 額：36,553,243 円

##### ②預け金の使途

預け金の使途について調査した結果、いずれも研究遂行の用途に充てられており、私的流用の事実は認められなかった。

#### 3. 関係者の処分

預け金に関与した者については、広島大学職員懲戒規則に基づき、教育研究評議会の審査を経て、今後厳正に対処する。

#### 4. 再発防止に向けての対応

研究費の適正使用に関する教職員の意識の啓発に努めるとともに、内部監査の強化や会計監査人等に不正防止の観点による指導を依頼するなど、なお一層の管理体制の強化を図ることとする。

また、平成 20 年 4 月からは、研究費の不適切な使用ができないようにするために、納品検収担当部署を整備し、専任の検収要員を配置して、徹底した納品検収を実施しているところである。

以上